

遺伝子組換え食品の表示制度について知ろう！

Q子。助手。
いつも前向き。



博士。
マイペース型。



ネコ。
しゃべれる。



Q子：博士～！少し肌寒くなってきましたね！湯豆腐が食べたくて、豆腐を買ってきました～

博士：どれどれ～この豆腐に使われている大豆は「分別生産流通管理済み」じゃのお。

Q子：分別生産流通管理済み？

博士：Q子、遺伝子組換え農産物は知っているかの～？

まずは、遺伝子組換えについて説明するぞ。

名 称	大豆加工食品
原材料名	大豆（分別生産流通管理済み）、…



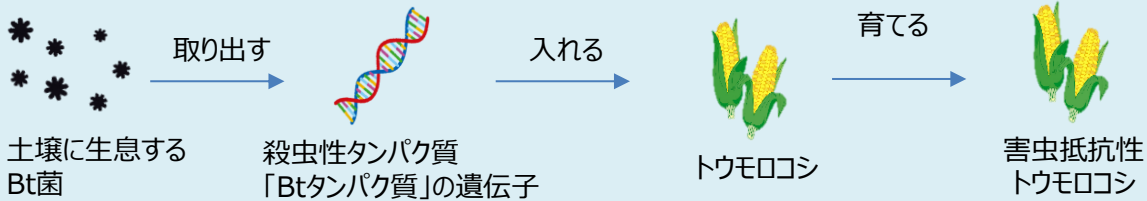
遺伝子組換え食品とは？

出典：厚生労働省「新しいバイオテクノロジーで作られた食品について」

消費者庁HP「遺伝子組換え食品」

博士：遺伝子組換えは、他の生物が持つ特定の性質に関わる遺伝子を取り出してゲノムに組み込み、新たな性質を持たせる技術じゃ。例えば害虫による被害を受けにくくするために、バチルス・チューリングエンシス（*Bacillus thuringiensis*）という細菌（Bt菌）が作る殺虫性タンパク質「Btタンパク質」の遺伝子が組み込まれたトウモロコシなどが作られておるんじゃ。

* 害虫抵抗性トウモロコシができるまで *



Q子：すごい技術！このトウモロコシを虫が食べると死んじゃうってこと…？

博士：そうじゃ。でも、Btタンパク質は虫の細胞を破壊するんじゃが、ヒトや家畜は胃の中で分解されるため、無害なことが確認されておるぞ。生物農薬としても昔から使われているんじゃ。

Q子：へえ～！他にどんな遺伝子組換え作物があるんですか？

博士：除草剤に強い大豆やなたね、わた等があるぞ。日本では、専門家で構成される食品安全委員会で安全かどうかの審査を行い、問題がないと判断された遺伝子組換え食品のみが流通しておるんじゃ。

Q子：専門家が審査してくれているなら、安心ですね！実際に審査が通ったものはなんですか？

博士：安全性が確認されていて、国内での流通が認められている農産物は9つ（大豆、とうもろこし、ばれいしょ、なたね、綿実、アルファルファ、てん菜、パパイヤ、からしな）あるぞ。

この9つの農産物と、それを原材料とした33の加工品群に表示のルールが定められておるんじゃよ～。

Q子：へえ～。私たちの身近にも遺伝子組換え食品があるんですか？

博士：今日食べる豆腐や、Q子の大好きなポップコーンやポテトスナック菓子などが33の加工品群に含まれておるぞ！

Q子：ポップコーンも！フライパンで作るやつが好きだけど…たしか海外のお菓子だったような…

博士：輸入食品についても、検疫所で安全性が確認されていない遺伝子組換え食品が混ざっていないか監視や指導が行われているんじゃよ！

Q子：じゃあ、安心してたくさん食べられますね！さっきの豆腐に書いてあった「分別生産流通管理済み」って…？

博士：この豆腐は遺伝子組換え大豆を使っていないということじゃ。次は、表示のルールを見ていこうかの～！

岐阜県でも、国内で安全性未承認の遺伝子組換えトウモロコシが使われていないかの検査や大豆加工品の遺伝子組換え表示が適正かどうかについて毎年検査を実施しているニャー。

昨年度は31食品について検査が実施され、すべて問題がないことが確認されているニャー！



遺伝子組換え食品の表示制度

出典：消費者庁「知っていますか？ 遺伝子組換え表示制度」

博士：まず、遺伝子組換えの表示には、義務表示と任意表示があるんじゃ。豆腐を例に、下の表にまとめたぞ！

豆腐に遺伝子組換え大豆を使っている場合 又は 遺伝子組換え大豆の意図せざる混入が5%を超えていた場合

【義務表示】	原材料大豆を	分別生産流通管理をして、遺伝子組換え大豆を区別している場合	「遺伝子組換え」等と表示する
		分別生産流通管理をせず、遺伝子組換え大豆と非遺伝子組換え大豆を区別していない場合	「遺伝子組換え不分別」等と表示する
		分別生産流通管理をしたが、遺伝子組換え大豆の意図せざる混入が5%を超えていた場合 (※意図しない混入率の目安は、大豆及びトウモロコシに限る)	大豆とトウモロコシ以外については、組換え遺伝子の意図せざる混入率の定めはないんだニャ〜。



豆腐に遺伝子組換え大豆を使っていない場合

【任意表示】	原材料大豆を	分別生産流通管理をして、意図せざる混入を5%以下に抑えている大豆を使用する場合	「分別生産流通管理済み」等と表示できる
		分別生産流通管理をして、遺伝子組換えの混入がないと認められる大豆を使用する場合	「遺伝子組換えでない」等と表示できる

Q子：「分別流通管理済み」って結局どういう意味なんですか…？

博士：分別流通生産管理とは、遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物を生産、流通、加工のどの段階でも管理者が責任をもって分別管理していて、それが書類により証明されていることじゃよ。



Q子：へえ〜。「分別生産流通管理済み」は任意表示ってことは、必ずしも表示されているわけではないってことですか？

博士：そうじゃ。令和5年4月から表示のルールが変わって、遺伝子組換えの混入がないと認められる大豆を使用している場合のみ、「遺伝子組換えでない」等と表示することができるんじゃ。

Q子：へえ〜。買い物するときに、表示を気にして見えます！

博士：最近、遺伝子組換え食品も身近になってきておる。どの商品を選ぶか、表示の見方を知り、生活に役立てられるとよいお！遺伝子組換え表示についての情報は、消費者庁のホームページで確認できるぞ！

Q子：はーい！さっそく、ポップコーンとポテトスナックを調べないと！

博士、はやく行きましょう♪

消費者庁 遺伝子組換え表示に関する情報 [検索](#)

食品の安全・安心シンポジウムを開催！

自分で守ろう！おうちの「食」の安全
専門家に聞く、家庭での食中毒予防の最新知識

申込方法②(電子申請)は
こちらから→



- ◆日時：令和8年11月11日（水）13：20～16：00（受付開始 13時00分から）
- ◆場所：岐阜県庁 1階ミナモホール（岐阜市薮田南2-1-1）
- ◆申込方法：①郵送またはFAX（岐阜県ホームページに掲載されている所定の様式を使用）
②電子申請
- ◆申込期限：令和8年11月4日（水）

詳細はホームページを
ご確認ください→

岐阜県 令和8年食品シンポジウム [検索](#)

参加無料



食卓の安全・安心ニュースで知りたいテーマがありましたら、メールでお寄せください。
生活衛生課メール：c11222@pref.gifu.lg.jp

最後までお読みいただき
ありがとうございました。

